

議案第 41 号

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例の一部改正について

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例（平成 26 年伊賀市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の改正規定中「第 20 号、第 23 号から第 25 号まで、第 27 号及び第 28 号」を「第 20 号及び第 22 号から第 28 号まで」に、「第 19 号まで、第 21 号、第 22 号、第 26 号及び第 29 号から第 34 号まで」を「第 19 号まで、第 21 号及び第 29 号から第 34 号まで」に改める。

別表第 1 の改正規定の次に次のように加える。

別表第 2 青山児童屋内運動公園の項の次に次のように加える。

青山上津グラウンド	1 時間	200	
照明設備		300	

別表第 2 青山矢持グラウンドの項の次に次のように加える。

青山上津体育館	1 時間	200	
照明設備		300	

別表第 3 の改正規定の次に次のように加える。

別表第 3 青山上津グラウンドの項及び青山上津体育館の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例（平成 26 年伊賀市条例第 45 号。以下「改正条例」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、改正前の伊賀市体育施設条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により使用許可を受けている施行日以後の使用施設等の使用料等については、なお従前の例による。

3 改正条例の施行日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。